

群馬県適正化通信 NO.160(令和3年12月号)

巡回指導時の管理帳票類の提示について

群馬県適正化実施機関では、平成30年4月以降の巡回指導において、管理帳票類の提示について追加を促しているところですが、本社管理等による帳票類の未提示が多く見受けられる状況にあります。

つきましては、未提示の多い帳票類について以下に示しますので、平成30年4月以降に巡回指導を実施していない事業所を含め、今後の巡回指導時における帳票類の確実な提示にご協力を願いいたします。

なお、巡回指導の際には必ず、事前の通知文書が群馬運輸支局から発出されます。ご提示いただきたい帳票類については、全て通知文書に記載されておりますので、従前の巡回指導時には提示を求めていない帳票類を含め、全てご準備ください。

特に、経理関係や労務関係の帳票類については、本社管理や会計事務所、労務管理事務所等にて管理をしている事業者も多く見受けられますが、それらの書類についても各事業所で提示を求めるので、県外本社の事業所を含めて巡回指導通知に記載された帳票類は必ずご準備ください。

大手運送事業者や県外本社の事業者を含め、巡回指導時において、その場で管理状況の確認ができないものについては、指摘事項として取扱う場合もありますのでご注意ください。

特に、健康診断の受診状況や労災・雇用保険、厚生年金・社会保険への加入状況等について、未提示による指摘を毎回受ける事業所が多く見受けられます。

また、運行管理に関係する管理帳票類や労務関係帳票類等については、巡回指導の実施に関わらず、営業所での管理の徹底をお願いいたします。

巡回指導時にご準備いただく帳票類について、「どの書類を指しているのか分からぬ。」「これはどういう書類のことなのか。」など、ご不明な点があれば管理方法等の相談を含め、当適正化実施機関にご連絡ください。

《本社管理等による未提示の多い帳票類》

- (1) 乗務実績一覧表（拘束時間管理表等）
- (2) 労働条件通知書・雇用契約書（出向契約書・派遣契約書含む）
- (3) 賃金（給与）台帳
- (4) 健康診断受診結果票
- (5) 労災保険・雇用保険加入台帳、保険料領収済通知書
- (6) 健康保険・厚生年金加入台帳、直近1年分の保険料納入告知書
- (7) 経理関係（総勘定元帳・経費明細簿・現金出納帳）
- (8) 事業計画変更認可申請書・事業計画変更届出書（増減車届含む）等

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821